

ごみ処理有料化の導入に関する 基本的な考え方について

藤沢市環境部

2005年11月に藤沢市廃棄物減量等推進審議会から「ごみ処理有料化の導入について」の答申書をいただきました。

この「ごみ処理有料化の導入に関する基本的な考え方」につきましては、答申に基づき、藤沢市として「ごみ処理有料化の導入に関する基本的な考え方」を次のとおりまとめたものでございます。

1 ごみ処理有料化に係る基本的な考え方

(1) ごみ処理有料化がもたらす発生抑制及び減量・資源化の促進について

ごみ処理有料化の最大の効果としては、ごみの排出に費用を要することによって、ごみの排出量を極力少なくしようとするインセンティブが働き、このことからごみの発生抑制、分別、減量・資源化が図られるものと考えております。

(2) ごみ処理有料化がもたらす公平性の確保について

現在、コンポストや電動生ごみ処理機によるごみの発生抑制やごみになるものをなるべく購入しないなどの減量化に関する努力の有無にかかわらず、排出者のごみ処理経費に対する負担は変わりません。

ごみ処理有料化は、排出者にごみの発生抑制や減量に応じた負担を担っていただくことにより、ごみ処理経費に対する負担の公平化が図られるものと考えております。

また、家庭系廃棄物(ごみ)と事業系廃棄物(ごみ)の排出者責任を明確にし、事業者にもごみ処理に係る適切な負担を求めることにより、ごみ処理経費に対する負担の公平化が図られるものと考えております。

2 有料化対象廃棄物

(1) 家庭系廃棄物(ごみ)

- ・可燃ごみ及び不燃ごみ

なお、資源物については、従来どおり無料とします。

(2) 事業系廃棄物(ごみ)

- ・可燃ごみ及び不燃ごみ(一定量に限定)

なお、廃棄物処理法第11条第2項の規定にそって、一般廃棄物とあわせて処理することが可能な事業系廃棄物については、一定量に限定し収集処分することとします。

3 ごみ処理手数料の徴収方法及び手数料額について

(1) ごみ処理手数料の徴収方法

ごみ処理手数料は、ごみを排出するための袋を市で作成し、市民や事業者の皆様にご購入していただくことによって、手数料を徴収する制度とします。

したがって、ごみの排出量の多寡に比例して、手数料が変化する均一従量制を採用し、且つ、指定袋を複数種類の容量の異なるものを用意することが、排出量に応じた公平性を確保し、市民や事業者の方に理解されやすいものと考えております。

す。

また、すでにごみ処理有料化を実施している自治体でも、この方式を採用しているところが多数となっております。

(2) ごみ処理手数料額について

ごみ処理手数料額については、ごみ処理に要する費用の一部を負担していただくことを前提とし、「ごみ有料化とごみ減量・リサイクルに関するアンケート調査」において、経済的に負担してもよいと思う世帯あたりの1ヶ月の負担額を参考に、且つ、市民生活に過度の負担を生じないように検討して参ります。

なお、参考までに「アンケート調査結果」及び他市の有料指定袋の金額を表1から表3にお示しいたします。

表1 経済的に負担してもよいと思う世帯あたりの1ヶ月の負担額

単位：%

負担額	500円	1000円	3000円	10000円	2000円	その他
割合	27.9	16.5	14.4	10.4	9.2	8.9

表2 すでに有料化を実施している自治体における手数料額

単位：円

自治体名	家庭系				事業系				人口 H17.10
	40㊦	20㊦	10㊦	5㊦	45㊦	40㊦	20㊦	15㊦	
帯広市	120	90	60	30	自己処理(市は収集せず)				171,775
釧路市	100	75	50	25	自己処理(市は収集せず)				101,795
町田市	80	40	20	10	300				408,441
日野市	80	40	20	10	300			100	172,131
小樽市	80	60	40	20	自己処理(市は収集せず)				143,354
武蔵野市	80	40	20	10	250		110		133,301

帯広市・釧路市のみ、40㊦、20㊦、10㊦、5㊦は、40㊦、30㊦、20㊦、10㊦の仕様となっております。

単位：円

自治体名	家庭系				事業系				人口 H17.10
	40㊦	20㊦	10㊦	5㊦	45㊦	40㊦	20㊦	15㊦	
八王子市	75	37	18	9			130		537,021
東村山市	72	36	18	9	420		210		146,684

東村山市の事業系20㊦袋は、22.5㊦となっております。

表3 今後、神奈川県内で有料化実施予定の自治体における手数料額

単位：円

自治体名	家庭系				事業系				人口 H17.10
	40㊦	20㊦	10㊦	5㊦	45㊦	40㊦	20㊦	10㊦	
大和市	80	40	20	10	288		128	64	221,706

4 ごみ処理手数料の使途について

ごみ処理手数料収入は、ごみ処理に要する費用の一部を市民の皆様に負担いただくものなので、その使途につきましては、次のとおり清掃関連事業に特定して行政運営を図るよう考えております。

清掃関連事業及びごみ減量・資源化に関する事業

ごみ減量・リサイクル推進を目的とした「ごみ減量基金」への積立・運用事業

5 ごみ処理有料化に係る免除対象者及び免除対象品目の検討について

(1) ごみ処理有料化に係る免除対象について

ごみ処理有料化に係る免除対象については、現在まで本市が推進してきた施策との整合性や少子高齢化対策、生活福祉の見地から、手数料の免除について検討してまいりたいと考えております。

免除を検討すべき対象者・品目一覧表

免除対象者	ごみ種別	理 由
生活保護受給世帯	可燃ごみ 不燃ごみ	生活福祉の見地から

品 目	ごみ種別	理 由
草・葉	可燃ごみ	保存樹林等、緑の普及奨励の観点から
おむつ	可燃ごみ	子育て支援及び高齢者福祉対策の観点から
ボランティア活動による地域清掃ごみ	可燃ごみ 不燃ごみ	地域環境美化の観点から

6 有料指定袋の販売方法について

有料指定袋の販売につきましては、「指定袋取扱店制度」を設け、購入に不便のないよう、地域ごとにバランスのとれた「指定袋取扱店」の設置を検討して参ります。

7 ごみ処理有料化による減量効果について

本市では、現在までの減量・資源化施策の実施により、一定の減量効果を挙げておりますが、ごみの組成分析の結果、可燃ごみ、不燃ごみに約20%の資源物が混入している状況です。

ごみ処理有料化により、これらの資源物を資源として適正に処理すること及びごみの発生抑制について、次のとおり減量・資源化の目標を考えております。

ごみ処理有料化による資源化目標

「可燃ごみ、不燃ごみに含まれている資源物の資源化を促進し、環境基本計画における資源化率の目標である30%以上の達成を図る」

ごみ処理有料化による減量化目標

「環境基本計画におけるごみ減量化率の目標である平成9年度ベースの市民1人あたりのごみ排出量を平成22年度に向け、20%抑制する」

8 ごみ処理有料化の導入に併せた施策

ごみ処理有料化の導入の併用策として、市民の減量・資源化への取り組みを容易にするため、次のとおり収集方法及び新たな資源物の追加を考えております。

(1) 収集及び排出方法について

ごみ集積所収集に係る課題について

【家庭系廃棄物に係る課題】

- ・ごみ集積所の維持管理に関する住民間の不公平感やごみ集積所そのものの維持管理が困難となってきたこと。
- ・排出されたごみがカラスなどによって散乱されてしまうこと。

- ・不適正排出に対する指導が困難なこと。

【事業系廃棄物に係る課題】

- ・本来、自己処理を原則とすべき事業系一般廃棄物の一部が、ごみ集積所に排出され、収集処分される実態があること。

このような諸課題の解決を図るためには、現在、湘南台地区の一部でモデル実施している「戸別収集方式」による対応が有効であると考えております。

(2) 新たな資源物の収集について

次の品目について、分別回収を検討して参ります。

剪定枝の分別回収及び資源化

廃食用油の分別回収及び資源化